パブリックコメント実施結果及び県の考え方

案 件 名:兵庫県再犯防止推進計画(案)

意 見 募 集 期 間:令和5年3月28日~令和5年4月17日まで

意見等の提出件数:14件(2人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
第1章	(本文1ページ)		「本文の趣旨に一致」
計画の概要	「人権を尊重」して支援に取り		本文2~3ページにある基本理
1 計画策定の	組むことを明記し、単なる啓発に		念において、「社会の責任ある一員
趣旨	留まらない積極的、実効的な取組		となるよう支え、見守り、やり直
	をしてほしい。		すチャンスが得られる社会として
		1	いく」取組を進めることとしてお
		1	り、人権を尊重する主旨を明記し
			ています。
			また、本計画に基づき、関係機
			関が連携し、支援に必要な分野ご
			とに実効性のある取組を行ってい
			きます。
	(本文1ページ)		「意見を反映」
	SDGs の目標のうち「1. 貧困を		就労や住居の確保、学校と連携
	なくそう」「4.質の高い教育を	1	した修学支援等は、SDGsの取組に
	みんなに」にも関わりがあるので		資することから、ご意見を踏まえ、
	はないか。		第1章「1 計画策定の趣旨」の
数 0	/柳亜0。 2、大才10、14。 2、		欄に追記します。
第2章 取り組んでいく	(概要2ページ、本文12~14ページ) 刑事施設や少年院における職		「今後の取組の参考」
施策	業訓練が重要であることから、刑		関係機関による会議において、 リスキリングも含めて訓練ニーズ
^{旭泉} 1 就労と住居	事施設や少年院における職業訓	1	等に関する意見交換を行うなど、
の確保支援	練等への協力について、待ちの姿	1	効果的な職業訓練の実施に向けて
· 外田/小人]及	勢ではなく積極的に働きかけを		連携を図っていきます。
	行ってほしい。		(上)/9 と囚って、こより。
	刑事施設や少年院での職業訓		
	練、リスキリングを積極的に推進	1	
	してほしい。		
	(概要 2 ページ、本文 12 ページ)		「本文の趣旨に一致」
	協力雇用主の新規開拓に力を		新規協力雇用主の開拓に努め、
	入れてほしい。	1	保護観察対象者等の雇用基盤整備
			を促進する旨を本文 12 ページに
			記載しています。
2 保健医療・	(概要 3 ページ、本文 33 ページ)		「今後の取組の参考」
福祉サービス	薬物依存者について、周囲の人		本人の意思に反して受診させる
の利用促進	は本人に受診させたくても強く		ことは困難ですが、相談窓口の設
	介入できない。同行支援や行政・		置や関係機関との連携、依存症専
	医療福祉従事者が主体となった	1	門医療機関の更なる指定を目指す
	支援など積極的に支援し、退所後	_	などの医療提供体制強化に取り組
	に治療が中断されず、本人の希望		み、適切な医療を受けやすい環境
	を重視せずとも、確実に医療を受いた。		整備を進めます。
	けられるよう取り組んでほしい。		
		1	

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
3 青少年の非 行防止・学校 と連携した修 学支援等	(本文39ページ) 少年鑑別所退所者に対し、県内 高校の情報提供にとどまらず、高 校に入学できるように支援して ほしい。	1	「今後の取組の参考」 少年鑑別所退所者による高校入 学を確実なものとすることは困難 ですが、矯正施設入所者等が希望 する教育を受けられる環境づくり
	教育を受けられる環境を充実 させ、支援を手厚くしてほしい。	1	に向け、検討していきます。
	他者とのつながりの構築や社 会的孤立の予防に努めてほしい。	1	「本文の趣旨に一致」 「今後の取組の参考」
	兵庫県弁護士会子どもの権利 委員会の紹介など、子どもの意見 表明を支える支援を行ってほしい。	1	これまでから、SNS を活用した 悩み相談の充実、地域全体で非行 少年を見守る機運の醸成などによ り、教育支援や社会的孤立の防止、 中途退学の未然防止に対応してい ます。 引き続き、弁護士会も含めた関 係機関と連携し、学校や地域にお ける非行の未然防止や、継続的な 学び・進学・復学のための支援を 進めていきます。
	連携を必要とする関係機関として「児童相談所」を明記してほしい。	1	「本文の趣旨に一致」 計画の推進に当たり、児童相談 所所管課も参画しています。
4 犯罪特性に 応じた取組 と、満期釈放 者への包括的 な支援への取 組	(概要3ページ、本文45ページ) ストーカー加害者が治療の必 要性を理解していないように思 う。より積極的な支援が必要で、 加害者には治療を受ける義務が あると考える。確実な医療支援を 行ってほしい。	1	「本文の趣旨に一致」 ストーカー加害者に対して一律に治療を義務づけることは困難ですが、心理警察官が専門的見地から精神状態の分析評価を行い、必要に応じて精神科医療への受診案内や、受診希望者に対する医療機関との調整などを行っています。
	再犯防止に必要な支援内容は個別の事情によって異なり、出口支援の段階で自分の課題を認識し、その後のフォローアップにつながる仕組みが重要である。 支援内容に、医療だけでなく、「効果的な指導・心理支援の実施」という主旨を盛り込んではどうか。	1	「本文の趣旨に一致」 基本方針に記載しているよう に、犯罪をした者等の特性に応じ て、切れ目なく必要な支援が提供 できるよう、個別の事情に応じた 取組を進めていきます。
その他	性犯罪被害者に対し、緊急避妊 薬の処方、性感染症検査等の支援 を積極的に推進してほしい。	1	「その他」 本計画は再犯防止に係る取組を 示したものであり、犯罪被害者の 支援は、「犯罪被害者等支援条例」 に基づき実施しています。